

大阪府学校施設の複合化に係る私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに 学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準、及び 大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準の改正について

1 改正の趣旨

(1) 専ら日本語教育を行う課程の認可に係る規定整備

- 日本語教育機関（告示機関）でないが、日本語教育又はこれに類する教育を行う専修学校・各種学校の設置については、出入国管理及び難民認定法の趣旨を逸脱するものであることから、これを専修学校・各種学校の課程として認めない旨を定める。
- 「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」（以下、「審査基準」）においては、関係法令の遵守について明文化し、出入国管理及び難民認定法との関係に係る規定については、新たに策定する「大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針」（以下、「審査基準解釈指針」）において示す。

(2) 専修学校・各種学校の施設の複合化等に関する規定整備等

- 「大阪府学校施設の複合化に係る私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準（令和元年8月23日施行）」（以下、「施設の複合化基準」）において、私立幼稚園以外の学校種は賃借校舎における施設の複合化は認められていないが、専修学校・各種学校については、当該基準施行前より賃借校舎における複合化が認められていたものであるため、必要な修正を行う。
- あわせて、学校施設及び設備に関する諸規定について、所要の規定整備を行う。

2 改正等の内容

(1) 専ら日本語教育を行う課程の認可に係る規定整備

【対象となる審査基準等】

大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準

大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針

- 審査基準第1の8において、専修学校・各種学校の設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、関係法令を遵守したものでなければならない旨を明文化する。
- 審査基準解釈指針において、「関係法令」には出入国管理及び難民認定法が含まれる旨を示し、専ら日本語教育を行う課程であって日本語教育機関として告示されていないものについては、同法令の規定に適合しないものであることから、専修学校・各種学校の課程としてはこれを認めない（既存の課程は以降の定員増加を認めない）旨を示す。

(2) 専修学校・各種学校の施設の複合化等に関する規定整備等

【対象となる審査基準】

大阪府学校施設の複合化に係る私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準

大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準

(施設の複合化基準)

- 専修学校・各種学校は施設の複合化基準4（賃借校舎における施設の複合化は認めない）の適用を受けないことを定める。併せて、私立幼稚園に関する規定の文言整備を行う。

※専修学校・各種学校については、従前より、一定の要件を満たす場合は賃借校舎における施設の複合化を認めており、施設の複合化基準策定に係る検討のため設置された「校舎の複合化に関する審査基準検討特別委員会（平成30年度）」においても、この取扱いについては変更しないことが確認されていた。

(審査基準)

- 校地校舎に関する規定（審査基準第1の7（1）～（4））について、①自己所有、②全体自己所有の区分使用、③区分所有、④賃借（国・地方公共団体等の財産を除く）の順に改め、併せて所要の文言整備を行う。
- 教室に関する規定（審査基準第1の6（1）～）について、実態に即した規定に改めるとともに、施設の共用（専修学校設置基準第51条関係）に関する規定を整備する。また、これに伴う文言整備を行う（審査基準第2の1及び3、第3、第4）。

※専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第51条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

- 開校の時期に関する規定（審査基準第1の10）について削除する。また、これに伴う文言整備を行う（審査基準第3）。
- 学校施設及び設備に関する諸規定その他規定の具体的な解釈について、審査基準解釈指針において示す。

3 他の学校種の設置認可等に関する審査基準の改正について

- 令和2年7月大阪府私立学校審議会定例会における「専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準」の改正に係る意見を踏まえ、今後、他の学校種の設置認可等に関する審査基準についても、同様の規定を置く条文について改正を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年8月以降	府民意見の募集（パブリックコメント）の実施
同年12月	大阪府私立学校審議会定例会において、パブリックコメント結果報告、（全校種の）審査基準の最終案報告
令和3年4月	審査基準の改正、施行

大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準 改正（案）

(新)	(旧)
<p>大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立専修学校及び私立各種学校の設置並びに私立専修学校の課程の設置及び私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続により審査する。</p> <p>第1 私立専修学校の設置認可</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1) 校地は、校舎を保有するに必要な面積を備えていること。</p> <p>(2) 校舎の面積は、課程、学科の属する分野ごとの生徒定員に応じ、<u>設置基準上必要な面積以上</u>であること。</p> <p>(3) 校舎は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な<u>教室</u>（実習室等を含む。以下「<u>教室等</u>」という。）、教員室、事務室、図書室、保健室、便所その他必要な附帯施設を備えていること。</p> <p>(4) 専修学校の目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備が備えられていること。</p> <p>(5) <u>教室等の数は、同時に授業を行う学級数以上であること。</u></p> <p>(6) <u>教室等の面積は、生徒一人あたり1.5平方メートルを標準とすること。ただし、同時に授業を行う生徒の数にかかわらず、30平方メートルを下回らないこと。</u></p> <p>(7) <u>教員室と事務室は、1つの施設をもって兼用することができる。また、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められるときは、保健室を他の施設と兼用することができる。</u></p> <p>(8) <u>教育上及び安全上支障がなく、次のいずれの条件も満たす場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。ただし、同時に授業を行う学級数を超えない教室等は共用することができない。</u> <u>ア 同一の設置者が設置する学校等の施設及び設備の共用であること。</u> <u>イ 教室等を共用する場合は、同一の建物内もしくは休み時間（授業と授業の間の休憩時間をいう。）に移動できる距離（概ね徒歩10分以内）の範囲内であること。</u> <u>ウ 教員室、事務室、図書室、保健室等を共用する場合は、他の学校等が同一の建物内にあること。</u> <u>エ 専修学校以外の学校と施設及び設備を共用する場合には、当該専修学校の生徒と、他の学校等の生徒との年齢差に配慮した様態とすること。</u></p> <p>(9) <u>校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令を遵守し、その定める基準に適合しているものであること。</u></p>	<p>大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立専修学校及び私立各種学校の設置並びに私立専修学校の課程の設置及び私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続により審査する。</p> <p>第1 私立専修学校の設置認可</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1) 校地は、校舎を保有するに必要な面積を備えていること。</p> <p>(2) 校舎の面積は、課程、学科の属する分野ごとの生徒定員に応じ、<u>設置基準の面積を上回るもの</u>であること。</p> <p>(3) 校舎は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な普通教室（実習室等を含む。以下「<u>普通教室等</u>」という。）、教員室、事務室、図書室、保健室、便所その他必要な附帯施設を備えていること。<u>ただし、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められるときは、1つの施設をもって2つ以上に兼用することができる。</u></p> <p>(4) <u>普通教室等の数は、学級数以上であること。</u></p> <p>(5) <u>普通教室等の面積は、同時に授業を行う生徒40人につき60平方メートルを標準とすること。</u></p> <p>(6) 校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。<u>また、その他の法令等について遵守したものであること。</u></p> <p>(7) 専修学校の目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備が備えられていること。</p>

7 資産等

(1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有とする。ただし、国、地方公共団体等の財産であって、次のいずれの条件も満たす場合は、借用とすることができる。

ア 賃借権設定の登記等により、20年以上の長期にわたり賃借できることが確実と認められること。

イ 賃借権設定時に当該建物が負担附（担保に供せられている等）でないこと。

ウ 賃借する建物が学校用途に建築され、又は改築されたものであること。

(削除)

(2) 専修学校と当該専修学校以外の施設（以下「他の施設」という。）とを複合化した建物において、自己所有の建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。また、国、地方公共団体等が所有する建物を借用する場合であって、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合も同様とする。

ア 専修学校として使用する部分が階全体であって、次のいずれの条件も満たすこと。

(ア) 専修学校専用の出入口及び通路等を備えていること。

(イ) 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分と他の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。

(ウ) 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、専修学校として使用する部分が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。

イ 校舎の面積は、他の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積以上であること。

ウ 他の施設は、教育上、保健衛生上及び社会通念上、専修学校教育に支障を及ぼさないものと認められること。

エ ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。

7 資産等

(1) 校地、校舎その他の施設は、原則として自己所有又は国、地方公共団体等の財産で長期にわたり安定して使用できる権利を有していること。ただし、特別の事情があり、教育上支障がない場合で次の条件のいずれにも該当するときは、この限りでない。

ア 賃借権設定の登記等により、20年以上の長期にわたり賃借できることが確実と認められる場合

イ 賃借権設定時に当該建物が負担附（担保に供せられている等）でないこと。

ウ 賃借する建物が学校用途に建築され、又は改築されたものであること。

エ 専修学校として使用する部分が一棟又は階全体であること。ただし、階全体の場合は次の条件のいずれにも該当すること。

(ア) 出入口及び専修学校に至る通路等が専修学校の専用であること。

(イ) 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分と専修学校以外の施設として使用する部分との区分が明確になされていること。

(ウ) 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、専修学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。また、使用が2以上の階にまたがる場合は、連続した階であること。

(エ) 専修学校以外の施設が専修学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であること。

オ 修業年限に相当する期間の経常的経費を預金等容易に換価可能な資産として有していること。

カ オの条件が将来的にも担保される確約（寄附行為への規定等）があること。

(2) (1)にかかわらず、高等課程については、校地、校舎その他の施設を原則として自己所有とするが、校地にあつては次の条件のいずれか、校舎にあつてはアの条件に該当し、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、設置を認める。

ア 国、地方公共団体等の財産で、所有者の使用許可等を得ており、長期にわたり安定して使用できると認められる場合

イ 借地権設定の登記等により、20年以上の長期にわたり賃借できることが確実と認められる場合

(3) 専修学校と専修学校以外の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当すること。ただし、国、地方公共団体が所有する建物で、長期にわたり安定して使用できる権利を有し、次のいずれの条件にも該当する場合には、当該建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。

ア (1)エ(イ)から(エ)の条件に該当すること。

イ (1)エ(エ)の条件が将来的にも担保される取決め等（寄附行為への規定及び法人の意思決定機関の決議を経た上で作成された誓約書並びに不動産賃貸借契約への明記等）があること。

ウ 専修学校と専修学校以外の施設として区分使用する場合は、出入口及び専修学校に至る通路等が専修学校の専用であること。

エ 校舎の面積は、専修学校以外の施設が使用する部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えること。

オ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

(3) 専修学校と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。

ア 当該建物に係る土地については、設置者が単独で自己所有すること。ただし、当該土地が国、地方公共団体等の財産であって、(1)ア及びイのいずれにも該当するときは、借用とすることができる。

イ (2)ア、イ及びオのいずれの条件も満たすこと。

ウ 建物を区分所有する他の施設は、教育上、保健衛生上及び社会通念上、専修学校教育に支障を及ぼさないものと認められること。

エ ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。

(4) (1)にかかわらず、特別な事情があり、教育上支障がない場合で次のいずれの条件も満たす場合は、国、地方公共団体等の財産以外の土地及び建物を借用して校地及び校舎とすることができる。

ア (1)アからウのいずれの条件も満たすこと。

イ 専修学校と他の施設とを複合化した建物において、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。

(ア) (2)ア、イ及びオのいずれの条件も満たすこと。

(イ) 建物を区分使用する他の施設は、教育上、保健衛生上及び社会通念上、専修学校教育に支障を及ぼさないものと認められ、かつ、この条件が将来的にも担保される取決め等があること。

ウ 修業年限に相当する期間の経常的経費を預金等容易に換価可能な資産として有していること。

エ ウの条件が将来的にも担保される確約（寄附行為への規定等）があること。

(5)～(11) 略

(削除)

8 設置者の管理運営

設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

(1) 関係法令等を遵守し、法令の規定、法令に基づく処分及び法人の寄附行為又は定款等に基づいて適正に管理運営されていること。

(2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無

(3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付の状況

(4) 私立学校法第64条第4項の法人の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

ア 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準じて会計処理がされていること。

イ 専修学校教育以外の事業を行う場合には、経理が明確に区分されていること。

オ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

(4) 専修学校と専修学校以外の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次の条件のいずれにも該当すること。

ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自己所有すること。

イ (1)エ（イ）、（ウ）及び（3）エ、オの条件に該当すること。

ウ 建物を区分所有する専修学校以外の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約及び借地契約への明記等）があること。

(5)～(11) 略

8 私立学校法第64条第4項の法人が設置する既設校等の運営状況

(1) 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準じて会計処理がされていること。

(2) 専修学校教育以外の事業を行う場合には、経理が明確に区分されていること。

9 公益法人及び所轄庁が教育長以外である学校法人の管理運営

公益法人及び所轄庁が教育長以外である学校法人が設置する学校については、その管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

(1) 法令の規定、法令に基づく処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。

(2) 役員の間における訴訟その他の紛争の有無

(3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付の状況

(削除)

9 資格
(略)

第2 各種学校の設置認可

1 設置者等

第1の1、2、3ただし書及び5から9までを準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える（各種学校の収容定員に係る学則の変更認可において同じ。）。

2 校長の資格
(略)

(削除)

第3 専修学校の課程の設置認可

第1の3及び5から9までを準用する。

第4 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可

第1の3ただし書及び5から9までを準用する。

附則

1 この基準は、令和〇年〇月〇日から施行する。

2 この基準は、施行日以降、新たに申請される専修学校及び各種学校の設置認可、専修学校の課程の設置認可並びに各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の審査から適用する。ただし、この基準の施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。

10 開校の時期

原則として4月とする。

11 資格
(略)

第2 各種学校の設置認可

1 設置者等

第1の1、2、3ただし書、5及び7から11までを準用する。この場合、「専修学校」は「各種学校」と、「設置基準」は「規程」と読み替える（各種学校の収容定員に係る学則の変更認可において同じ。）。

2 校長の資格
(略)

3 施設及び設備等

第1の6（(5)を除く。）を準用する。

第3 専修学校の課程の設置認可

第1の3及び5から11までを準用する。この場合、「専修学校の設置」は「課程の設置」と、「開校の時期」は「設置の時期」と読み替える。

第4 各種学校の収容定員に係る学則の変更認可

第1の3ただし書、5及び7から11まで並びに第2の3を準用する。

大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針（案）

令和〇年〇月〇日策定

この指針は、大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準の解釈を示すものである。

なお、各種学校の設置認可及び収容定員の変更に係る学則の変更認可にあつては、以下「専修学校」を「各種学校」と読み替えること。

第1 私立専修学校の設置認可

1 設置者

専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び持続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含む。）であること。ただし、学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受けており、かつ、学校運営の安定性、継続性及び公共性を十分に確保する観点から、意思決定機関を設置し、公的資格を有する者の監査の実施及び一定期間の事業実績を有していること。

→ 「一定期間の事業実績を有していること」とは、認可時点において、法令に基づく各種国家資格の養成施設として、修了生を輩出していることを指すものとする。

6 施設及び設備等

(2) 校舎の面積は、課程、学科の属する分野ごとの生徒定員に応じ、設置基準上必要な面積以上であること。

→ 教育上及び安全上支障がなく、次のアからウのすべての条件を満たす校舎の敷地は校地とし、当該校舎の面積を(2)の面積に参入することができるものとする。

ア 休み時間（授業と授業の間の休憩時間をいう。）に移動できる距離（概ね徒歩10分以内）の範囲内であること。

イ 生徒の安全性を確保するために、必要な措置を講じること。

ウ 校舎の間の移動を最小限にするよう時間割を設定すること。

(5) 教室等の数は、同時に授業を行う学級数以上であること。

→ 「同時に授業を行う学級数」とは、授業が実際に開講されているか否かにかかわらず、学則に定める授業時間において同一の時間帯（昼間、夜間等）に授業を行う学級数を指すものとする。

(7) 教員室と事務室は、1つの施設をもって兼用することができる。また、やむを得ない事由がある場合で教育上支障がないと認められるときは、保健室を他の施設と兼用することができる。

→ 保健室を他の施設と兼用する場合は、パーティションで仕切る等、利用者に配慮した様態とすること。

(8) 教育上及び安全上支障がなく、次のいずれの条件も満たす場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。ただし、同時に授業を行う学級数を超えない教室等は共用することができない。

→ 「学校等」とは、学校教育法第1条に掲げる学校（1条校）、同第124条に掲げる専修学校及び同第134条に掲げる各種学校を指すものとする。

ウ 教員室、事務室、図書室、保健室等を共用する場合は、他の学校等が同一の建物内にあること。

→ 教員室及び事務室を共用する場合は、生徒情報等の学校運営上の情報を適切に区分管理し、各々の学校の独立性が担保されるよう運営すること。

7 資産等

(1) 校地、校舎その他の施設は、自己所有とする。ただし、国、地方公共団体等の財産であって、次のいずれの条件も満たす場合は、借用とすることができる。

→ 「国、地方公共団体等」には、独立行政法人及び地方独立行政法人を含むものとする。

→ (4)についても、同様とする。

(2) 専修学校と当該専修学校以外の施設（以下「他の施設」という。）とを複合化した建物において、自己所有の建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。また、国、地方公共団体等が所有する建物を借用する場合であって、当該建物の一部を区分使用して校舎とする場合も同様とする。

→ 同一の建物内に複数の専修学校を設置する場合にあっては、設置認可等の審査の対象である専修学校以外の専修学校は「他の施設」にあたるものとする。専修学校を複数設置する場合にあっては、それぞれの専修学校の使用する部分の区分が明確であり、構造上独立していなければならないことに留意すること。

→ (3)及び(4)についても、同様とする。

エ ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。

→ 客観的に確認できる書面等として、取決め事項が規定された寄附行為、設置者の意思決定機関の決議を経た上で作成された誓約書、又は、取決め事項が明記された不動産賃貸借契約の写し等を提出すること。

オ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。

→ 「教育長が別に定める基準」とは、「大阪府学校施設の複合化に係る私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準」を指すものとする。

(3) 専修学校と他の施設とを複合化した建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっては、次のいずれの条件も満たすこと。

エ ウの条件が将来的にも担保されるものであり、かつ、そのことが書面等により客観的に確認できること。

→ 客観的に確認できる書面等として、区分所有者間での取決め事項が明記された建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく規約及び借地契約の写し等を提出すること。

(4) (1)にかかわらず、特別の事情があり、教育上支障がない場合で次のいずれの条件も満たす場合は、国、地方公共団体等の財産以外の土地及び建物を借用して校地及び校舎とすることができる。

→ 「特別の事情」と認めるものについては、生徒の安全確保の観点から緊急やむを得ない場合等に限るものとし、その判断は個別に行うものとする。単に校地校舎を自己所有する資産がない等の経済的事情はこれにあたらぬことに留意すること。

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、私立専修学校及び私立各種学校の設置並びに私立専修学校の課程の設置及び私立各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を行う場合は、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号。以下「規程」という。）その他の関係法令のほか、この基準及び手続により審査する。

8 設置者の管理運営

設置者及びその設置運営する学校等の管理運営については、適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意すること。

(1) 関係法令等を遵守し、法令の規定、法令に基づく処分及び法人の寄附行為又は定款等に基づいて適正に管理運営されていること。

→ ここに掲げる「関係法令」には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）を含む。専ら日本語教育を行う課程であって、日本語教育機関として告示されていないものについては、同法令の規定に適合しないものであることから、専修学校の課程としてはこれを認めないものとする。また、既存の課程については、本指針策定後の定員増加はこれを認めないものとする。

→ 専ら日本語教育を行う課程とは、日本語教育機関の告示基準及び同解釈指針に準じ、課程の名称の如何にかかわらず、その教育課程が日本語能力の獲得を目的とするものを指し、当該課程のカリキュラムに占める日本語教育の授業時数の割合等で一律に決するものではないことに留意すること。

大阪府学校施設の複合化に係る私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準 改正（案）

(新)	(旧)
<p>大阪府学校施設の複合化に係る私立学校の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準</p>	<p>大阪府学校施設の複合化に係る私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準</p>
<p>大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、学校施設の複合化に関し、私立の<u>幼稚園</u>、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校又は各種学校（以下「私立学校」という。）の設置認可等を行う場合並びに学校法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下同じ。）の寄附行為の認可及び変更認可を行う場合は、関係法令等及び教育長が別に定める審査基準によるほか、この基準により審査する。</p>	<p>大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、学校施設の複合化に関し、私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校又は各種学校（以下「私立学校」という。）の設置認可等を行う場合並びに学校法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下同じ。）の寄附行為の認可及び変更認可を行う場合は、関係法令等及び教育長が別に定める審査基準によるほか、この基準により審査する。</p>
<p><u>また、教育長が学校施設の複合化に関し、私立幼稚園の設置認可等を行う場合並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可を行う場合は、関係法令等及び教育長が別に定める審査基準によるほか、この基準の 1 及び 2 により審査する。</u></p>	<p><u>また、教育長が学校施設の複合化に関し、私立幼稚園の設置認可等を行う場合並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可を行う場合は、関係法令等及び教育長が別に定める審査基準によるほか、この基準の 1 及び 2 により審査する。</u></p>
<p>1 学校施設の複合化は、学校法人所有の土地・建物を賃貸することにより行われることから、「私立学校法第 26 条第 2 項の規定に基づく学校法人及び同法第 64 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業の種類」（平成 28 年大阪府教育長告示第 1 号。以下「収益事業告示」という。）及び「収益事業を行うための寄附行為の変更認可にあたっての取り扱い方針」で定める内容を満たしていること。</p>	<p>1 学校施設の複合化は、学校法人所有の土地・建物を賃貸することにより行われることから、「私立学校法第 26 条第 2 項の規定に基づく学校法人及び同法第 64 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業の種類」（平成 28 年大阪府教育長告示第 1 号。以下「収益事業告示」という。）及び「収益事業を行うための寄附行為の変更認可にあたっての取り扱い方針」で定める内容を満たしていること。</p>
<p>2 併置施設の用途については、収益事業告示で認められた事業以外の施設でないこと（ただし、「日本標準産業分類」（平成 25 年総務省告示第 405 号）における大分類「公務（他に分類されるものを除く）」に係る施設を除く。）、かつ、「日本標準産業分類」における中分類「娯楽業」のうち「その他の娯楽業」に該当する施設でないこと。</p>	<p>2 併置施設の用途については、収益事業告示で認められた事業以外の施設でないこと（ただし、「日本標準産業分類」（平成 25 年総務省告示第 405 号）における大分類「公務（他に分類されるものを除く）」に係る施設を除く。）、かつ、「日本標準産業分類」における中分類「娯楽業」のうち「その他の娯楽業」に該当する施設でないこと。</p>
<p>3 併置施設の用途規制について、区分所有の場合にあつては、「建物の区分所有等に関する法律」（昭和 37 年法律第 69 号）による規約及び借地契約に明記すること等により担保すること。また、区分使用の場合にあつては、寄附行為への規定及び学校法人理事会での決議並びに不動産賃貸借契約に明記すること等より担保すること。<u>ただし、幼稚園についてはこの限りでない。</u></p>	<p>3 併置施設の用途規制について、区分所有の場合にあつては、「建物の区分所有等に関する法律」（昭和 37 年法律第 69 号）による規約及び借地契約に明記すること等により担保すること。また、区分使用の場合にあつては、寄附行為への規定及び学校法人理事会での決議並びに不動産賃貸借契約に明記すること等より担保すること。</p>
<p>4 <u>国又は地方公共団体が建物所有者である場合を除き、第三者所有の建物の一部に賃借で学校施設を設置する場合については、併置施設の用途を制限する手法がないことから、学校施設の複合化は認めないものであること。ただし、幼稚園、専修学校及び各種学校についてはこの限りでない。</u></p>	<p>4 <u>学校施設を第三者所有の建物の一部に賃借で設置する場合については、併置施設の用途を制限する手法がないことから、学校施設の複合化は認めないものであること。ただし、国又は地方公共団体が建物所有者である場合は、この限りでない。</u></p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>1 この基準は、令和元年 8 月 23 日から施行する。 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可の審査から適用する。</p>	<p>1 この基準は、令和元年 8 月 23 日から施行する。 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可の審査から適用する。</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>1 この基準は、令和〇年〇月〇日から施行する。 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可の審査から適用する。</p>	<p>1 この基準は、令和〇年〇月〇日から施行する。 2 この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可の審査から適用する。</p>